

我孫子市立湖北台西小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止対策に関する基本方針

(1) 基本理念

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果）

(2) 指導方針

- ①いじめは絶対に許さないという断固とした風土の醸成。
- ②児童個々の自己肯定感，有用感を高め，自他の差異を認める人格形成。
- ③いじめの早期発見の手だての確立と日常的な実施。
- ④早期解決の為，学校・家庭・地域・関係機関との密接な協力関係の構築。
- ⑤当該児童・保護者の指導及び心理ケア等事後指導と再発防止の徹底。

2. いじめ防止の為の取り組み

【学校いじめ防止等の対策のための組織づくりの法的根拠】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめ防止対策推進法第22条）

(1) 学校におけるいじめ防止の方策

①「心」を育てる教育活動の充実

- ・道徳をメインとして、すべての教科において「命の大切さ」「他者との差異を認める」「人間としての誇り」等について、繰り返し指導する。
- ・挨拶の徹底「はい」「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」が言える子の育成の推進。
- ・「下足を揃える」整然とした美しい環境をつくる心の教育の推進。
- ・学校行事，児童会活動，総合的な学習，生活科，幼保小連携，小中交流等を通し，自己肯定感，有用感を育て，「誇り」を持たせることにより，他者を認め，その差異を認める心，弱者をいたわる心を育む。

②生徒指導部会（いじめ防止対策委員会を含む）の充実

- ・毎月第3月曜日を定例会とし，各学年の情報交換を行う。
- ・共通理解，共通歩調で指導を行う体制を確立し，職員会議において，全校で確認を行う。

③学校生活アンケート・いじめアンケートの実施

- ・定期（学校生活アンケート・・・年間1回）
（いじめアンケート・・・各学期1回，年間3回）
- ・臨時（学級，学年，部活等の状況に応じて）

④ 日常的相談活動の実施及び教育相談期間の設定

- ・ 定期（いじめアンケートを基にした面談・・・各学期1回）
- ・ 適宜実施
- ・ Q-U 検査を学級経営に生かす。

⑤ 教職員の資質の向上

- ・ 担任を含め、全教職員がソーシャルスキルトレーニング研修を実施し、適宜児童に対してトレーニングが行えるようにする。

(2) 保護者・地域への啓発及び協力体制構築の方策

① 学校で実施している教育活動及び目標・意義の積極的発信

- ・ 学校で実施している教育活動の意義や目的について、学校便りやホームページを通じて積極的に発信する。

② 三者面談等の実施による密接な情報交換

- ・ 連絡帳、電話、家庭訪問など、児童の様子について、情報交換を実施する。

③ 学校行事、教育活動の発信と、地域の意見・情報の吸い上げの手だて作り

- ・ 地域懇談会等の実施を計画し、学校として、教育活動で目指す児童の姿や、地域での児童の様子の把握等情報収集の場とする。

3. 早期発見の為の取り組み

(1) 日常の観察と情報共有

- ① 全教職員が児童を見守り、日常的に観察していくことにより、児童の微細な変化に気づくことができる。気になった点については、内容に応じ、学年職員、学年主任、教務主任、教頭、校長に報告し、速やかな対応に当たる。

- ② 報告事案については、終礼で全教職員で情報共有し、緊急を要する場合は、臨時に生徒指導部会、いじめ防止対策委員会を招集して対応する。

(2) 学級経営の充実

- ① 学校で児童が生活する場の大半は学級である。その学級集団の中で児童は学び、様々な経験をし、成長していく。学級という集団の中で、所属感、自己有用感、が持てることが、いじめの発生を抑制し、また、速やかに情報が担任に伝わる自浄作用を持った集団となる。従って、学級経営の充実は非常に重要な要素である。

- ② 学校生活において、時間の厳守、姿勢、返事等、学習規律を確立する。仲間の意見を聞く、聞いてくれるから安心して意見が言える・・・そんな学級づくりを目指す。

(3) いじめの調査・相談体制の充実

① 定期・不定期（臨時）の調査

- ・ 定期的（各学期1回）に「いじめアンケート」を実施し、早期発見に努める。
- ・ いじめにつながるような事案が発見された場合は、生徒指導部会主導で、組織的に聞き取りを行う。

② ネットパトロールの実施（児童・保護者からの情報と管理職によるネット監視）

- ・ 児童、保護者、地域からの情報により、ネット上の書き込み等をチェックする。
- ・ 定期的に管理職等により、掲示板等のネットパトロールを実施する。

③調査結果の分析

- ・アンケートについては、速やかに分析を行い、該当児童の特定に努め、面談等の対応を行う。
- ・分析した調査結果については確実に管理職に報告し、職員会議等で情報の共有を図る。

(4)家庭・地域・関係機関との連携

- ・担任や友達に相談できないケース等については連絡帳をはじめ、日頃から電話、家庭訪問等、緊密な連携を図っておくことにより情報収集が可能になる。
- ・学校外で発覚する事案も少なくない。すぐに情報が学校に寄せられるように、学校だより、HP等で情報発信し、協力を呼びかける。
- ・必要に応じて、子供相談課、教育研究所、交番、生活安全課等への情報共有を図る。

(5) いじめ早期発見の為の職員の資質向上策

①事例報告会

- ・生徒指導部会を中心に、教務主任と連携して企画し、教職員に、いじめ等の発見時の対応についてイメージを持たせる。

②講師を招いた職員研修

- ・専門機関に要請し、相談スキルの向上に向けての研修の機会を設ける。

4. いじめ問題発生に対する取り組み

(1)職員の体制

①月1回の生徒指導部会（いじめ防止対策委員会を含む）

- ・年間計画に基づいた目標について成果と課題を明確にし、翌月の活動に生かす。
- ・各学年の児童の状況について情報交換を行い、問題の把握、対応について確認を行う。

<構成員>

校長, 教頭, 教務, 生徒指導主任, 生徒指導部職員, 特別支援コーディネーター 養護教諭, 心の相談員
--

②いじめ発生時の組織招集（いじめ防止緊急対策委員会）

- ・問題が発生したときはその場で適切な対応をすると共に、校長の指示を受け、教頭が招集する。
- ・内容が「いじめ」である場合は、「いじめ緊急対策委員会」として対応に当たる。

<構成員>

校長, 教頭, 教務, 生徒指導主任, 生徒指導部職員, 特別支援コーディネーター 養護教諭, 心の相談員
--

※外部構成員の必要性を校長が判断した場合は、発生事案により以下の外部構成員を招集する。

(PTA会長, 我孫子警察, 教育研究所長, 自治会長, 民生・児童委員, 守ろう隊会長, 教育相談員, 弁護士他必要と考えられる要員)

(2)対応の流れ（発見～報告～事後指導～再発防止策まで）

①報告を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。

(報告児童面談→関係児童面談)

②管理職へ報告

③被害児童の安全を図るために隔離の必要がある場合は、別室での学習の保証等、保護者と連絡を取りながら、適切な措置を行う。

④情報の詳細・学校の対応について被害児童保護者に面談し、提供する。

5. 重大事態への対応

【重大事態】とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

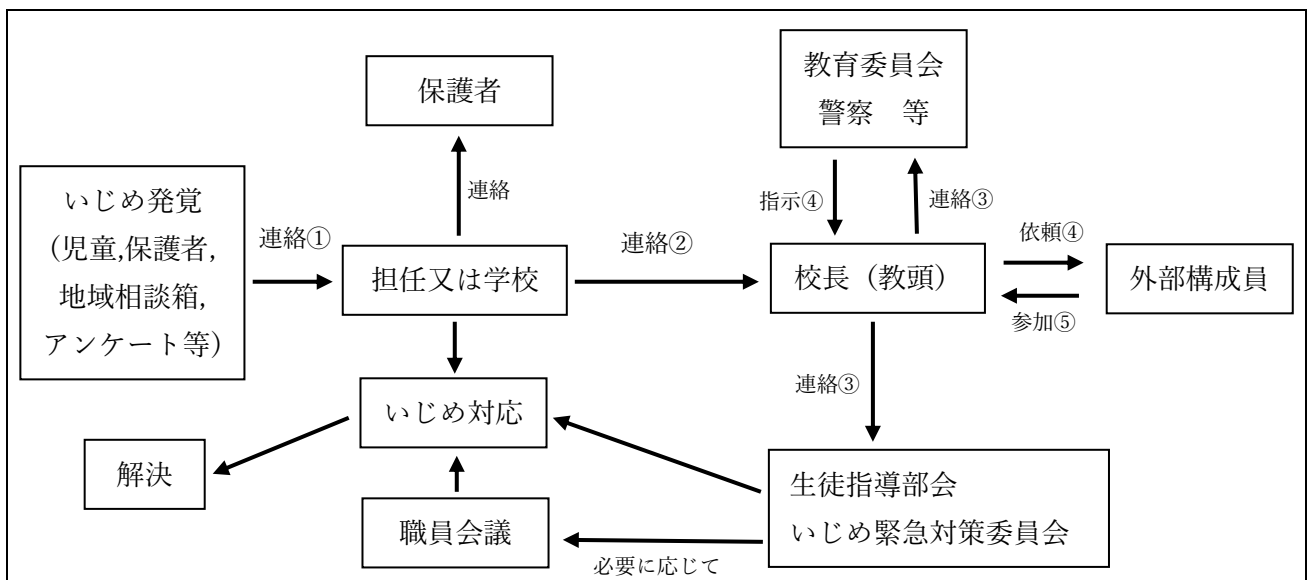
(1) 対応の流れ

- ①校長 → 市教委へ報告・協議（発生時）
- ②校長 → 調査組織設置（設置者指導・助言により，市教委と協議の上）
- ③校長 → 調査（調査組織による）
- ④校長 → 市教委へ調査結果の報告・協議

(2) 再発防止へ向けて

- ①いじめ防止に関する取り組みの評価・見直し（再発防止策）
- ②いじめ早期発見に関する取り組みの評価・見直し

6. 対応の流れ図解



7. いじめ防止関係年間計画

	定例会議	交流関係	その他
4月	生徒指導部会 職員会議	入学を祝う会	
5月	生徒指導部会 職員会議	地区児童会 運動会	
6月	生徒指導部会 職員会議	友遊タイム (ゲーム集会)	Q-U 検査 いじめアンケート
7月	生徒指導部会 職員会議	地区児童会集団下校	教育相談 個人面談
8月	生徒指導部会 職員会議		特別支援研修
9月	生徒指導部会 職員会議	友遊タイム (クラス)	
10月	生徒指導部会 職員会議		敬老行事
11月	生徒指導部会 職員会議	友遊タイム (全校) 校内歌声発表会	Q-U 検査 いじめアンケート
12月	生徒指導部会 職員会議	持久走大会	教育相談
1月	生徒指導部会 職員会議		幼保小交流 長寿大学交流会
2月	生徒指導部会 職員会議	友遊タイム (地区) 卒業を祝う会	いのち・こころ・からだの学習 いじめアンケート
3月	生徒指導部会 職員会議		教育相談

8. いじめ防止に関わる道徳で取り扱う題材

価値	1年	2年	3年	4年	5年	6年
生命の尊さ	・ハムスターのあかちゃん ・どきどきどつきんぐ ・いのちがあつてよかつた	・たんじょう日 ・ぼく ・ゆきひょうのライナ ・いのちはいくつもあるのかな	・ヌチヌグスージ (いのちのまつり) ・いただいたいのち ・おじいちゃん, おばあちゃん, 見ていてね	・わたしの見つけた小さな幸せ ・バルバオの木 ・走れ江ノ電光の中へ	・おばあちゃんが残したもの ・コースチャぼうやを救え ・クマのあたりまえ	・命の重さはみな同じ ・お母さんへの手紙 ・東京上空襲の中で
友情・信頼	・こころはっぱ ・二わのことり	・ともだちやもん な, ぼくら ・森のともだち	・いいち, にいつ, いいち, にいつ ・なかよしだから	・ぼくらだってオーケストラ ・大きな絵はがき	・心のレシーブ ・友の命	・ばかじゃん! ・言葉のおくりもの
公正, 公平, 社会正義	・みんないっしょ	・大すきな フルーツポンチ	・みさきさんのえがお	・となりのせき	・転校生がやってきた	・田中正造
親切, 思いやり	・はしのうえのおかみ ・はなばあちゃん がわらつた ・ぼくのはなさい たけど	・くまくんのたからもの ・かっぱわくわく ・学びゆうえんの さつまいも	・やさしい人大さくせん ・一さつのおくりもの ・六べえじいとちよ	・なにかお手つだ いできることは ありますか? ・ゆうきの心配 ・ポロといっしょ	・ノンステップバスのできごと ・くずれ落ちただ んボール箱	・車いすでの経験 から ・心に通じた「ど うぞ」のひとこ と